

## 大船渡市・三陸町合併合同検討会専門部会設置要領

### (目的)

第1条 大船渡市・三陸町合併合同検討会規約第7条第3項の規定に基づき、大船渡市・三陸町合併合同検討会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門部会は、大船渡市と三陸町との合併に係る専門的な事項の調査検討及び各部門ごとの建設計画案を作成するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

#### (1) 総務・財政部会

- イ 大船渡市の総務課長、企画財政課長、活力推進課長、税務課長、議会事務局長、経理課長及び監査委員事務局長
- ロ 三陸町の総務課長、企画商工課長、税務課長、出納室長、議会事務局長及び監査委員事務局長

#### (2) 生活・福祉部会

- イ 大船渡市の市民生活環境課長、国保年金課長及び保健福祉課長
- ロ 三陸町の町民生活課長及び保健福祉課長

#### (3) 産業振興部会

- イ 大船渡市の活力推進課長、商工観光課長、農林課長、水産課長及び農業委員会事務局長
- ロ 三陸町の企画商工課長、農林振興課長、水産振興課長及び農業委員会事務局長

#### (4) 都市環境部会

- イ 大船渡市の都市計画課長、建設課長、下水道事業所長及び水道事業所長
- ロ 三陸町の地域整備課長、農林振興課長及び水産振興課長

#### (5) 教育部会

- イ 大船渡市の生涯学習課長、学校教育課長及び体育振興課長
- ロ 三陸町の管理課長及び生涯学習課長

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員の互選とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会長は、必要に応じて会議を招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて大船渡市又は三陸町の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、部会長の属する課等において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月31日から施行する。